

感染対策委員会

合同会社 A・S・S 訪問看護ステーション i スマイル

【感染対策における指針】

サービスの利用継続は利用者やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、感染症拡大によるサービスの停止は、利用者・家族または職員への多大な不利益を生じる。そのため、感染対策は重要課題であり、感染症が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるように備え、適切かつ安全で質の高いサービスの提供を図ることを目的とする。

基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・運営規程および社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取組みを行う。

【感染対策における体制】

- ① 感染対策委員長は管理者とし、感染が発症した場合には、必要に応じて保健福祉事務所へ報告するとともに感染拡大防止に努め、感染対策委員会の運営を円滑に行うことを職務とする。
- ② 感染対策委員に選任されたものは、感染対策のために従事者に対する指導及び助言、感染の疑いがある事例が発生した場合には、感染対策委員会にて感染拡大防止のための対応策を講じ、感染再発防止に努めることを職務とする。
- ③ 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ④ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。
- ⑤ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動で

きるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練（シミュレーション）」を定期的を実施する。

【感染対策委員の役割】

- ①感染対策の立案
- ②マニュアルの作成又は変更
- ③感染対策に関する職員への研修
- ④利用者・職員の健康状態の把握
- ⑥感染症の発生時の対応と報告
- ⑦感染対策実施状況の把握と評価

【感染症発生時の具体的対応】

- ①感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

(1)発生状況の把握

(2)感染拡大の防止

(3)医療措置

(4)区市町村への報告

(5)保健所及び医療機関との連携

- ②感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ)生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

ロ)消毒

ハ)ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ)濃厚接触者への対応など

【委員会の開催】

開催頻度：年2回を定期委員会として開催し、感染症の発症やまん延等の状況に応じて臨時委員会を開催（開催にあたっては委員長が決定する）

開催日：定期委員会は、4月・10月に実施

【利用者等に対する当該指針の閲覧】

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 14 日より施行する。